

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年5月15日（平成29年（行個）諮問第83号）

答申日：平成29年9月27日（平成29年度（行個）答申第99号）

事件名：本人と特定刑事施設に在所する全ての死刑確定者との外部交通許可に関する所長決裁起案文書の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については，取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成28年11月25日付け大管発第1886号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

今回の「保有個人情報開示請求」における個人情報は，法45条の適用除外等の規定による「保有個人情報（当該裁判，処分若しくは執行を受けた者，更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」の開示を求めているわけではない。あくまで請求者（審査請求人）の個人情報の開示を求めているものである。そのため，「保有個人情報開示請求書」に「死刑確定者が特定されないよう処理したもので結構です。」との文言を記したものである。

誤った事実（例えば請求者（審査請求人）の犯罪歴等）により死刑確定者との外部交通の許可・不許可の判断がなされていた場合，開示請求している内容の文書が本人（審査請求人）に開示されなければ誤った事実を訂正することができない。このことは，法26条に規定されている訂正等を求める権利を行使できないということになる。よって全部を開示しないとの決定は，個人情報に対する本人関与の仕組みを規定した（総務省HPによる解説）法の趣旨に反する。よって，原処分を取り消す裁決をしていただき，当該個人情報の開示を求めるものである。

(2) 意見書

今回の「保有個人情報開示請求」における個人情報は、法45条の適用除外等の規定による「保有個人情報（当該裁判，処分若しくは執行を受けた者，更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」の開示を求めているわけではない。あくまで請求者（審査請求人）の個人情報の開示を求めているものである。そのため、「保有個人情報開示請求書」に「死刑確定者が特定されないよう処理したもので結構です。」との文言を記したものである。つまり法45条に規定された個人情報が開示されるわけではないので、その個人の前科等，そして社会復帰上又更生保護上問題になり，その者に不利益になるようなおそれもない。

また，法45条の適用除外にあたる個人情報の公開を請求しているわけではないので，特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている，又は収容されていたことが明らかになることもない。もし，明らかになるおそれがあるのならば，明らかにならないような処理をした文書を開示すればいいのである。また，特定拘置所の死刑確定者に現金を差し入れ，その者からの受け取り状が送り返されている現状において，特定の個人が同拘置所に収容されていることはすでに周知のことでもある。

法（原文ママ）25条では「個人情報取扱事業者は，本人から，当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは，本人に対し，政令で定める方法により，遅滞なく，当該保有個人データを開示しなければならない。」とある。また，26条では「個人情報取扱事業者は，本人から，当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正，追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には，その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き，利用目的の達成に必要な範囲内において，遅滞なく必要な調査を行い，その結果に基づき，当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。」とある。

誤った事実（例えば請求者（審査請求人）に犯罪歴があることが理由として挙げられている場合等）により死刑確定者との外部交通の許可・不許可の判断がなされていた場合，開示請求している内容の文書が本人（審査請求人）に開示されなければ誤った事実を訂正することができない。このことは，法（原文ママ）26条に規定されている訂正等を求める権利を行使できないということになる。よって全部を開示しないとの決定は，個人情報に対する本人関与の仕組みを規定した（総務省HPによる解説）法の趣旨に反する。よって，「保有個人情報の開示をしない旨決定」処分を取り消す裁決をしていただき，当該個人情報の開示を求

めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件開示請求は、「特定刑事施設で（中略）請求人と特定刑事施設に在所する全ての死刑確定者の外部交通許可に関する所長決裁起案文書」の開示を求めているものである。
- 2 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるものであるため、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして不開示とした決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年5月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年7月10日 | 審議 |
| ⑤ | 同月31日 | 審議 |
| ⑥ | 同年9月4日 | 審議 |
| ⑦ | 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であることから、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして、原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているが、諮問庁

は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、諮問庁が上記第3で説明するとおり、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、受刑者等の立場で刑事施設等に収容されている者又は収容されたことのある者の前科等が明らかになるなど、その者の社会復帰や更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の規定の適用の可否

ア 諮問庁は、本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場（死刑確定者）で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるものことから、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当し、法45条1項の規定により、開示請求等の規定の適用から除外される旨説明する。

イ 確かに、本件対象保有個人情報そのものは、死刑確定者（場合によっては複数人）が特定拘置所に収容されていることを前提として作成されるものである。

しかしながら、本件開示請求は、上記1のとおり、要するに、開示請求者（審査請求人）が、自己と特定拘置所に所在する全ての死刑確定者との間の外部交通許可に関する所長決裁起案文書に記録された保有個人情報について、当該死刑確定者が特定されない形での開示を容認して開示を求めるものであるから、専ら開示請求者に係る保有個人情報の開示を請求するものにすぎず、受刑者等の立場で刑事施設等に収容されている、又は収容されたことのある特定の死刑確定者を識別し得る情報、すなわち特定の死刑確定者に係る「個人情報」（法2条2項）にも当たるような情報の開示を求めるものではないと解されるのであり、本件対象保有個人情報は法45条1項の規定する保有個人情報に該当しないというべきであるから、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定の適用が除外されると解することはできない。

ウ なお、開示請求者が申し込んだ特定被収容者との面会を不許可とさ

れた件に関する文書に記録された保有個人情報の開示請求など、開示請求自体から、その対象が、開示請求者を本人とする保有個人情報であると同時に、面会を申し込まれた特定被収容者の保有個人情報でもあるという二面性を有しているとみられる場合、そのような保有個人情報については、法45条1項により法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定の適用が除外されると解する余地はあるが（平成25年度（行個）答申第78号等参照），本件開示請求がそうした場合と異なることは，上記イの検討から明らかである。

(3) 以上のことから，本件対象保有個人情報につき，法45条1項の規定により，法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，取り消すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，法45条1項の刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当し，法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については，本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当せず，法の第4章の規定が適用される保有個人情報に該当するとして改めて開示決定等をすべきであることから，取り消すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

特定拘置所で施行されている「死刑確定者処遇規定」第16条第3項による開示請求者と特定拘置所に在所するすべての死刑確定者の外部交通許可に関する所長決裁起案文書（過去分すべて、死刑確定者が特定されないよう処理したもので結構です。）